

会津若松市

農業委員会だより

令和3年9月

＝第62号＝

編集発行

会津若松市農業委員会

TEL 39-1351

FAX 39-1482

〔会津若松市農業の概要〕

(資料：2015年農林業センサスより)

- 農家戸数 2,126戸 ●農家人口 8,880人
- 経営耕地面積 5,781ha (田5,135ha・畑482ha・樹園地164ha)

農作業機械の運転免許証は大丈夫ですか？



湊町にて ほ場へ向かう農耕車 後方に磐梯山を望む

- 農作業機付きのトラクターの公道走行について…2
- 玄米・精米の表示制度の変更について……………2
- 「令和2年度会津若松市農地等利用の最適化に関する改善意見」への対応……………3

主な内容

- 各種お知らせ……………4
- 編集後記・広報部会……………4

ご存知ですか？ 農作業機付きのトラクターの公道走行について

農作業機を装着した農耕トラクターによる公道走行にあたっての取扱いを明確にするため、地方運輸局から「道路運送車両の保安基準第55条」に基づく基準緩和認定について告示が行われ、農耕トラクターの使用者が基準緩和の条件や制限事項を遵守することにより、ロータリー等の直送型作業機※を装着した状態のトラクターが一定の条件を満たした場合に公道走行が可能になりました。周囲の方々への安全を第一に、注意して走行してください。

法令違反により、取り締まりを受ける事例が報告されておりますのでご注意ください。

※直送型作業機：牽引するタイプではない、ロータリー、ハロー、直装式ブームスプレーヤ、播種機等のトラクターに直接装着する作業機。



一定の条件（4つのチェック）とは次のとおりとなります。

- 1 灯火器類の確認** 農作業機を装着しても、灯火器類（ヘッドランプ、車幅灯、ブレーキランプ、バックランプ、ウinker、後部反射器）が他の交通から確認できることが必要です。
- 2 全幅の確認** 農作業機を装着した状態で、幅が1.7mを超えていないか確認ください。
- 3 運行速度の確認** 農作業機を装着することで農耕トラクターの安定性（傾斜角度）が変わるため、安定性が確認されていない場合は、運行速度15km/h以下での走行が必要です。
- 4 免許の確認** 小型特殊・普通免許では長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、最高速度が15km/h以下の条件を全て満たすことが必要、これらを超えると大型特殊免許が必要となります。

ご注意ください!!

以上の条件を満たさないままトラクターを運転すると、無免許運転となり、罰金50万円以下、免許取消し、交通違反点数は25点、最低2年間免許は取れません。



米・精米の表示制度が変わりました



規制改革実施計画において、「農産物検査規格の見直し」が対象とされ、農産物検査を要件とする玄米・精米に係る食品表示制度の見直しを行うこととされたことを踏まえ、食品表示基準が一部改正されました。

- 概要
- 農産物検査による証明を受けていない場合であっても、産地・品種・産年の根拠を示す資料の保管を要件として、当該産地・品種・産年の表示が可能となりました。
 - 産地、品種及び産年の表示事項の根拠の確認方法について、農産物検査証明による等の表示が可能となりました。
 - 生産者名簿、消費者が食品を選択する上で適切な情報を一括表示枠内に表示できるようになりました。

○ 現行の玄米・精米の食品表示と改正後の表示例

【現行（R3.6.30まで）】

R3.6.30までは、農産物検査証明がある玄米・精米以外は、産地・品種・産年の表示はできません。

〈農産物検査による証明がある場合の表示例〉

名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 福島県 コシヒカリ 令和3年産		

〈農産物検査による証明がない場合の表示例〉

名称	精米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	未検査米 国内産 10割			

【改正後（R3.7.1以降）】

産地・品種・産年の全部又は一部を表示する場合、それらの表示が間違いないことを示す根拠資料の保管が必要です。

〈農産物検査による証明がある場合の表示例〉

名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米		
	福島県 コシヒカリ 令和3年産		
	農産物検査証明による※		

※表示事項の根拠の確認方法は、任意表示ですが、表示することが推奨されています。

〈農産物検査による証明がない場合の表示例〉

名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米		
	福島県 コシヒカリ 令和3年産		
	〇〇ライス(生産者名)確認による※		

※表示事項の根拠の確認方法は、任意表示ですが、表示することが推奨されています。

「令和2年度会津若松市の農地等の 利用最適化に関する改善意見」への対応

令和2年11月9日に会津若松市長及び
議長へ要望を行った改善意見について回
答がありましたので、お知らせいたします。

1. 担い手への農地集積について

(1)人・農地プランの実質化に向けては、
関係機関と連携し、集落と調整しながら
話し合いの場を設け、円滑な話し合いが進
むよう支援するとともに書類作成にかか
る支援体制を構築し、引き続き農業者等
の事務負担の軽減を図ります。

(2)スマート農業に対応したほ場整備の推
進については、ほ場整備後に生産者から
導入要望が示された際には、国等の支援
事業を活用して「スマート農業」の導入
推進を図っていきます。

(3)省力化技術等の普及啓発については、
これまでのスマートアグリ実証事業にお
ける導入効果を周知していきます。また、
新たに導入効果の実証を行う機械・技術
につきましては、関係機関と情報共有を
図りながら検討していきます。

(4)交換分合による集積については、引き
続き農地中間管理機構を活用した農地の
集積・集約を推進していきます。

(5)収入保険への支援については、新型コ
ロナウィルス感染症拡大に起因する米価
下落や不測の農業災害等への備えとして、
加入増加に向けた支援策について研究し
ながら、引き続き加入促進に取り組んで
いきます。

(6)農業経営資金利子補給金の拡充につい
ては、他制度の動向や社会情勢等を踏まえ

ながら必要に応じて検討していきます。

(7)農業経営モデルの作成については、今
般変更した基本構想における農業経営モ
デルを、経営発展の姿を例示的に示す基
本的な資料として、経営指導に活用して
いきます。

2. 遊休農地の解消について

(1)遊休農地解消施策(国・県施策)の充実に
ついては、荒廃農地の有効活用に向け、県
の「遊休農地等再生対策支援事業」や、今
年度新たに設置された国の「農山漁村振興
交付金(最適土地利用対策)」等の制度周知
に努めるとともに、国・県等と協議しなが
ら遊休農地の解消を推進していきます。

(2)耕作放棄地解消対策の充実について
は、遊休農地の発生防止・解消には、多面
的機能直接支払制度や中山間地域等直接
支払制度の活用がその一助となることか
ら、今後も集落説明会等を通じて制度の
周知を図っていきます。

(3)土地利用型作物の生産供給体制の構築
については、本市振興作物の一つである
里芋を対象として、土地利用型園芸作物
産地化支援事業を実施してきたところで
す。その他の土地利用型作物につきまし
ても、経営所得安定対策による畑作物の
直接支払交付金等を活用することで、遊
休農地の解消は、これら土地利用型作物
の作付が有効であると考えております。

(4)鳥獣被害防止総合支援モデル事業の拡
充については、侵入防止柵設置に係る資
材以外の消耗品は、補助対象外となつて
いることから、多面的機能直接支払制度

や中山間地域等直接支払制度等の活用
により周辺環境の維持管理を実施してい
ただいております。また、鳥獣被害対策実
施隊の対象鳥獣捕獲員は、県猟友会若松
支部から推薦のあった会員を任命してい
るところであり、今後においても継続し
て若年層の会員を推薦いただけるよう要
請していきます。

3. 新規参入の促進について

(1)新規就農者への指導については、現状
の農業委員会などの関係機関と連携し、
給付期間終了後の適切なフォローアップ
を行いながら、新規就農者からの相談依
頼があった際には、引き続き課題解決へ
向けた支援を行っていきます。

(2)認定農業者の育成については、経営規
模や経営形態に関わらず、これまで農業
者が培ってきた経験や技術・能力を加味
した上で、今後、さらなる経営改善を目
指す農業者を幅広く担い手として育成、
支援していくという考えのもと、進めて
いるところであります。

(3)新規就農者への支援については、更な
る資源の有効活用と初期投資の抑制に向
け、集落の話し合いの場等において、新
規就農者への農業資源の譲り渡し等につ
いての検討を促していきます。

4. その他

(1)米価下落への対応については、多様な
用途に向けた米の出荷と複合経営化につ
いて継続して推進するとともに、集出荷
業者と連携を図りながら、本市の各種事
業において本市産米の品質の高さや食味
の良さをPRし、ブランド化や市場競争
力の向上に努めます。また、米の輸出は、
産地における低コスト生産をさらに推進
することで、集出荷業者の採算性の確保
等、輸出における諸課題の解消に向け、

必要な取組について継続して検討してい
きます。

(2)新型コロナウイルス感染症への対応に
ついては、今後も国の動向を注視しながら、
引き続き適時適切な情報提供と各種支援
策の活用を促していきます。地産地消につ
いては、生産者や事業者、消費者におけ
る地産地消意識の醸成はもとより、コロナ禍
における生産者支援の観点から、地産地消
協力農業者への登録を促し、地元産農産物
の更なる利用拡大につなげていきます。グ
リーンツーリズム事業については、市グリー
ンツーリズム・クラブとして視察研修や講
習会を実施し、受入態勢の整備を図ってき
たところです。また、旅行者からの農業
体験を組み込んだ教育旅行の提案に対し
ては、適宜会員へ情報提供を行い、交流人
口の増加に向け取り組んできたところで
あり、今後もこうした取組を継続すると
ともに、入園料収入等への支援策について
他自治体の取組事例について情報収集し
ながら研究していきます。

(3)天候不順への対応については、施設栽
培用の遮光・高温対策資材の導入を支援
しているところであり、生産技術や品種
選定、栽培指導について、生産者の声や
農業関係団体等の意向・要望等を踏まえ、
県等の関係機関との連携により情報提供
を図りながら対応していきます。

(4)空き家に付随する農地の取得につい
ては、国の「既存住宅活用農村地域等移
住促進事業」が、地方への移住促進に繋
がる制度であると認識しますが、事業計
画策定において移住を促進する地域を指
定・特定が必要になるなど、移住者のニ
ーズと地域の実情の兼ね合いや、計画の有
効性を考慮すると早急な実施判断は困難
であり、調査研究が必要であると認識し
ております。

農業委員会総会の議事録・農業委員会活動計画は、事務局またはホームページにて閲覧することができます。

アドレス <http://city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

検索ワード

会津若松市 農業委員会

農地法等の許可申請は余裕をもって！

- 農地法等の許可申請は、原則として毎月5日(土・日・祝日の場合は翌開庁日)締め切りです。
- 申請の際には、記載漏れや誤りがないか、添付書類は揃っているかなどをよく確認してから申請してください。申請書、添付書類に不備や不足がありますと、当月分として受付できなくなります。事前に窓口でご相談の上、余裕をもって申請手続きを行うようにお願いします。
- 30aを超える転用許可申請については、一般社団法人福島県農業会議に意見を聴く必要があるため、早めに協議をお願いします。

※締切日以降の申請は、翌月分扱いとなりますのでご注意ください。(詳しくは農業委員会事務局までご相談ください)

簡単

安心

税控除

農地を貸したい方、売りたい方は
農業委員会へご相談ください！

農業委員会では



- ▶適切な借り手・買い手をあっせんします。
- ▶農業委員会を通すことにより安心して貸せます。
「正式に農地を貸すと、返してもらえなくなるのでは…」と思われるいませんか？
農業経営基盤強化法による正式な手続きを行えば、貸付期限がくれば確実に農地の権原が戻ります。個人的な契約はトラブルの元になることがあります。
- ▶農業委員会のあっせんなどにより担い手農家へ農地を売ると、譲渡所得の800万円控除の制度があります。また、所有権移転登記も嘱託により、農業委員会で行います。(一定の条件を満たす必要があります)

農業相談日のご案内

農地や農業全般についての相談をお受けします。秘密は厳守しますので、お気軽においでください。

開催日 原則として毎月第2水曜日
(5月・10月を除く)

時間 午後1時30分～4時00分

場所 農業委員会事務局「会長室」

対応者 農業委員及び

農地利用最適化推進委員

※農業委員・農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられています。

農業者年金で安心・豊かな老後を

◎こんな方が加入できます

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満の方

◎2022(令和4)年1月1日から

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、通常加入の保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。

詳しくは、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局まで。

全国農業新聞



読んでみませんか？

農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が、農業者の視点でお届けする週間の農業総合専門紙です。

お申し込みはお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局まで。

(毎週金曜日発行:月700円)

編集後記

広報部会長 渡邊 直也

今もなおコロナウイルス感染症が猛威を振るっており、農業委員会においても今年度予定されていた小学校の農業体験活動が全て中止となり、歯痒い思いをしております。しかし、農業を取り巻く環境は刻々と変化しています。今号では農業者に影響が大きいと思われるポイントについて解説しましたので、ご参考にしていただければと思います。今後もし正しい情報を発信できるように取り組んで参りますので、引き続き会津若松市農業委員会へのご理解とご協力をお願いいたします。

会津若松市農業委員会

広報部会

部会長	渡邊 直也
副部会長	鈴木 純一
部会長	鈴木 好章
部会長	鈴木 衛
部会長	二瓶 幸太郎
部会長	岩橋 近芳